

## 令和5年度茅ヶ崎市環境審議会 第1回生活環境分科会（WEB会議）会議要旨

日 時： 令和5年8月1日（火）14時から16時10分まで  
場 所： 茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室5（市役所での参加、傍聴場所）  
出席委員： 鈴木委員、山田委員  
（WEB会議により出席）坂本委員、ブランジェ委員、湯浅委員  
欠席委員： 北田委員  
出席職員： 【環境政策課】柳下課長、森課長補佐、木村主査、石橋主事  
【環境保全課】守瀬課長補佐、磯前副主査  
【資源循環課】森岡課長補佐  
【環境事業センター】永島所長補佐、中山所長補佐

- 1 分科会長、副分科会長の選出について  
→分科会長に湯浅委員を選出した。また、副分科会長に山田委員を選出した。
- 2 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）の評価について  
→政策目標2（施策⑦～⑪）、政策目標3（施策⑫）について、各委員の意見を事前にまとめた資料を用いながら評価を行った。  
  
→主な意見等は次のとおり。（○＝委員、■＝市）

### 【政策目標2】良好な生活環境が保全されているまち

#### 施策⑦公害防止対策の推進

- 評価できる点は、工場・事業場に対し、定期的に、水質汚濁、土壌汚染、大気汚染、騒音・振動・悪臭に関する立入検査を行い、並びに水質検査を確実に実施している点、水質測定物品の貸与及び供与など市民活動を支援した点である。
- 今後検討すべき課題は、工場・事業場の排水測定において排水基準を達成できなかった工場等に対し、来年度の達成に向けて、基準を達成するよう適切な指導と経過観察を行うことと、公共用水域への排水量が多い工場等の水質検査量を増やすことである。
- その他（質問事項）について、事務局の方で何か回答を用意されているか。  
→■（環境保全課）質問事項①について、「茅ヶ崎の環境」の業種別苦情発生件数は、環境保全課が相談を受け、受け付けた苦情に対して業種ごとに分類したものである。苦情については、職員が現場調査をするのが原則となっていて、現場調査を行った上で、発生元に対し必要に応じて行政指導を行っている。また、現場を確認した上で、必要があれば、騒音や振動の測定を行う場合もある。調査については、このように行っている。  
質問事項②について、計画策定時に比べ、令和4年度の排水測定件数が少ないのは、計画していた事業所が、この期間に廃業となったことで結果的に件数が少なくなっている。
- 質問事項については、回答いただいたので、施策⑦の課題には盛り込まなくても良いと思う。
- 質問を記載したものだが、会長の意見で結構である。

#### 施策⑧健全な水循環の維持

- 評価できる点は、河川、地下水、下水道流入水及び特定事業者の排水に対する水質調査を予定通りに実施し、環境基準の超過はなかった点、水循環水環境に関する啓発活動を行った点、処理区

域内での早期水洗化を促進し、生活排水処理率が確実に向上している点、下水道未接続家屋1,400件以上にチラシを送付し「みんなの下水道」を発行した点である。

○その他（質問事項）について、事務局ないし担当課からまずお伝えいただければと思う。

→■（環境保全課）質問事項①と④の水浴場の調査の結果で、今回Bが出た原因の可能性について、特に把握しているところはないが、潮の流れや天候によって左右されやすいと感じているので、これが影響していると考えている。というのも、④にある水質AとBの違いについて、水浴場の水質判定基準は、「ふん便性大腸菌群数」と「油膜の有無」、「COD（化学的酸素要求量）」、「透明度」で判定しており、Bの方が4項目すべてでちょっとずつ悪いということになるが、茅ヶ崎市のサザンビーチにおいては、AかBかの分かれ目で常にCODの判定が影響している。水質判定基準では、水質Aとその上のAAの場合、CODが2mg/L以下、水質Bの場合は、5mg/L以下と定められている。このCODを2mg/L以下にするのがなかなか達成できないところがあり、AからBに下がったりするが、他の3項目においては、常に水質AかAAの基準のところにとまっているような状況で、とても悪化しているというところではない。CODに関して、2mg/L以下の基準を満たせず、水質がBに変化しているのも、特に水質が極端に悪化しているとは考えていない。

続いて質問事項②、市内河川の水質に係る環境基準達成状況の指標については、計画策定時に定めているものであり、現在の状況を示しているものではない。指標は改善方向を目指した目標ということで、改善方向にしている。

続いて質問事項③、水質汚濁の原因に関する下水道以外の要因の検討について、茅ヶ崎市に限らず全国的に水質への汚濁負荷が高いと言われている畜産業があるが、畜産関係の排水が影響している可能性もあるのではないかとということで検討はしたけれども、その因果関係というものは掴めておらず、まずは下水道の促進をしていくべきだということで、このように挙げている。

○4つの質問について答えていただいたので、施策⑧の課題に取り込む点はないかと思う。

課題は課題で取りまとめする。

○今後検討すべき課題の⑦の後半、水浴場水質判定基準の数字が悪化しているように見えるが、実際はCODの影響があって悪化とはみなさないため、後半削除が良いと思う。

○⑦の後半部分は削除する。

今後検討すべき課題として、市内河川の水質が一部環境基準を超過しているため、要因の調査と対策が必要であること、雨水の積極的な利用（雨水貯留タンク等）については、水資源の有効利用とともに、災害対策にもなることから今後新しい技術や方法が多数出てくるものと思われるので調査を続けること、1,400件以上の促進活動に対し、建替え含め77世帯は微増であり、下水道未接続家屋は老朽家屋であることが想定できるため、下水道接続支援金などの検討も必要であることが挙げられている。

#### 施策⑨地域での生活環境の保全

○評価できる点は、普通騒音計及び振動計の貸出しが希望者に行われていること、観測地点での環境基準達成率が100%であること、犬の糞尿に関するマナー啓発表示板など、飼育マナーの啓発が継続的に行われ、パトロールも併せて実施されていること、ペットの鳴き声など生活に関わる騒音に対する取り組みを行っていることである。

○その他（質問事項）について、事務局の方で用意されている回答はあるか。

→■（環境保全課）質問事項①の環境基準達成率100%について、環境騒音の測定結果を指標としているので100%としている。「茅ヶ崎の環境」に挙げている自動車騒音とは切り分けて考えている。自動車騒音の測定では、基準超過が若干見られている地点がある。

○施策⑨について、令和5年度第1回茅ヶ崎市環境審議会で共有された資料の茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）に対する市民意見でも指摘があったと思う。

→■（事務局）当該市民意見は、令和5年度第1回茅ヶ崎市環境審議会の資料4の諮問書に添付の「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和5年度版）に対する市民意見」である。該当箇所を読み上

げる。

「政策目標 2 良好な生活環境が保全されているまちの、基本方針（3）良好な生活環境の保全についてである。良好な生活環境要素には一般的に大気、水質、騒音、振動、土壌、景観等があげられる。本ページの政策指標には大気と水質の環境基準達成度をあげているが、両要素の観測地点数が示されていないため、正確な判定とは言えない。観測地点が市内全域を代表しているのか否か等。また、振動については触れられていない。騒音、航空機騒音、振動の測定は実施しているはずだ。」

「政策目標 2 良好な生活環境が保全されているまちの施策⑨についてである。32 ページ前段 2 行、記載の意図が全く意味不明。施策指標①の環境騒音の観測地点数は何箇所どころか？国土交通省が実施している全国道路交通センサスでは、ほとんどの主要国道沿道では環境基準を超過していることが常識だと思う。」という内容である。

- 施策⑨は、特に騒音関係のコメントが多く、市民の方からも意見が出されているので、この辺りを盛り込んだ上で考えていきたいと思う。一つは環境騒音について、ペットの鳴き声とかの生活環境に由来するような騒音と、自動車・航空機の騒音の二つが混在をできてしまっていて、それが分かりにくいと思う。

経緯として、私の記憶しているところだと確か前回の分科会であったが、ペット関係のマナー向上を求める意見とかが市民の方から結構出てきた。もともと施策⑨は、ペットのことについては決して包括したものではなかったが、ペットの話が出てきた時に、それをどこかに入れる必要があるということ、入れるとしたら施策⑨なのかなということを入れた経緯があったと思う。施策⑨でもともと意図していた環境騒音に、自動車・航空機の騒音や、ペットの騒音が混在をしているので、分かりにくくなっていると感じている。なので、課題としては3点あり、1つ目は、環境騒音という言葉の整理をして自動車・航空機とペットの騒音が違うということを意識した書き分けが必要である。2つ目は、施策⑨の指標として環境騒音に関して言えば当然100%だが、自動車騒音等に関しては基準を超えているところがあるので、そのことについての検討が必要である。3つ目は、ペット関係、飼い主のマナー向上のためのサポートが必要である。今この3点について、文章をまとめるのは時間がかかるので、次回の第2回分科会で、この3点に即した文章を提示する。

#### 施策⑩まちの美化の推進

- 評価できる点は、マイクロプラスチックの発生を防止するために、海洋汚染に関する学習会やマイクロプラスチックの採取道具の貸出しなど様々な啓発活動を行ったこと、清掃団体と協働で海洋汚染対策に取り組んでいることである。
- ②③④⑥⑦に関しては、啓発の取り組みということでとりまとめる。
- 今後検討すべき課題⑨の補足だが、参加賞・参加証を出す提案をしたのは、例えばこういうのが必要な人があるということ。例えば、動機不純かもしれないが、最近大学の入試などでもボランティアに参加した履歴やポートフォリオに書くような場面があり、何か証明するものがあれば良いなという話を聞く。実際に出しているところもあるので、作るのはどうかという提案である。
- この提案について、他の委員の方、事務局はいかがか。
- （環境保全課）提案いただいたボランティアの証明書に関しましては、積極的に案内はしていないが、既存の取り組みの中で発行はしていて、必要に応じて発行している。ただ、積極的な案内は特にしていないので、証明書希望の方にはアピール不足のところはあるかもしれない。
- やっているということなら良い。需要がそんなに無いなら、やってもしょうがないのかもしれないが、知らない人が多い。あるいは、隣の人はもらっていて自分はもらっていないということがあるなら、もうちょっと宣伝しても良いと思う。動機はともかく、たくさんの人に参加してもら

例えばボランティアへの活動もしやすくなるし、それをきっかけにしてもらえば良いと思う。参加してもらおうあらゆる方法を取れば良いと思う。

○⑫の公園愛護会は、市が関連した団体という理解でよいか。

- （事務局）市というより、地域の住民の方たちが、複数グループになって公園やそういった所の植栽、管理あるいは雑草除去等を行っている。公園愛護会として活動したいということであれば、市が活動に対する報奨費を渡したり、必要物品を貸出ししたりして活動を支援している。
- 今後検討すべき課題として、地域清掃・ボランティア清掃の参加人数が目標の半数であるため、日程・清掃場所・団体との共催等で参加者を増やす工夫（参加証書を出すなど）が必要であること、マイクロプラスチックについて、今後環境問題の重要なテーマとして取り上げられる機会が増えると思われるので、新しい知見や検証方法など社会の動きに対応した施策が打てるようにすること、深夜の花火・ごみのポイ捨ては、美化条例のない自治体からの訪問者であるケースもあるかと思うので、「きれいなちがさき条例」を市内外に広める必要があること、市内各所の公園の美化活動をしている「公園愛護会」の動きが見えないため、さらなる周知が必要であることが挙げられている。

#### 施策⑪良好な景観形成の推進

○評価できる点は、「浄見寺周辺の歴史・文化交流エリア」を新たな景観資源として指定したこと、屋外広告物の是正が37件完了したこと、茅ヶ崎博物館の公共サイン・下寺尾遺跡群巡りの案内板が非常に良いことが挙げられている。

○その他（質問事項）について、事務局から回答いただければと思うがいかがか。

- （事務局）本日出席してないですが、担当の景観みどり課にヒアリングをした内容を回答する。まず質問事項①の違反物件について、7件が違反物件として残っていて、継続的なお願いはしているが、なかなかそういった指導を聞いてくれない状況である。
- 質問事項②の景観資源の取り消しの前例について、取り消しはないようである。（※）また、景観資源を維持・継続するための費用について、海や道路等、通常の維持管理に費用はかかるが景観資源として何か特別に費用がかかるというものではない。あと、樹木とかであれば剪定といった維持管理にかかる費用ということなので、景観資源として特別にかかる費用は今のところない。ただ、民有地みたいところを景観資源として指定した際には、その所有者にある程度制限をかけたりして負担を強いることになるので、その場合は補助を出すというような制度もあって、景観資源に指定したことによる費用は発生するが、現状はないという話を聞いている。
- （※実際は平成29年に1件あった。当時指定されていた樹木を、倒木事故防止のため、空洞化している幹の部分の伐採したことにより、景観資源としての指定理由に則さなくなり、指定を解除した事例がある。第2回生活分科会において訂正した。）

○今の回答に関して、委員の皆様から何か質問はあるか。

○質問事項①の残り7件について、目処あるいは強制力についてはいかがか。

- （事務局）どこまでの強制力を持って働きかけをしているのかは、現在把握していない。こちらについては、担当課に確認をし、2回目の分科会で回答する。
- 質問事項②について、取り消しが無いか聞いたのは、こういうのを一度決めると、周りの状況が変わってもずっと指定するようなことがある。費用がかからないから良いと言えば良いが。例えば、世界遺産は適宜見直しをして、どんどん取り消しを行っている。一度指定しても、周りが変わることがあるので、きちんと見直しを行った方が良いと思う。
- 事務局から、今の点について何か回答はあるか。
- （事務局）いただいた意見は、先ほどの屋外広告物に対しての指導状況と併せて、担当課に伝える。
- 今後検討すべき課題として、景観資源に指定されるための条件や、指定されることの意義についても、市民に対する周知を広げていく必要があること、営業時間のみ道路や舗道・歩道に設置されるテンポラリー看板広告、飲食店の屋外テーブルへの指導・是正を徹底すること、また市内各所に案内板を順次取り入れていくこと、7件の違反物件について、継続的に働きかけること、一度景観資源として指定された場所について、見直しする機会を設けることか挙げられている。

### 【政策目標3】資源を大切に作る循環型のまち

#### 施策⑫4Rの推進

- 評価できる点について、補足や説明等あるか。
- 年次報告書41ページの4Rの推進事業者行動協定の創出について、取り組みを終了したことを評価したいと思う。理由は、取り組みを廃止するのは難しいと思うが、仕事というのは増える一方で、それをあえて必要がなくなったので終了するというのは、やはり評価すべきある。
- 4Rの推進事業者行動協定の創出を終了したということによいか。
- （資源循環課）すでに協定が存在するわけではなくて、この協定の枠組みを作ろうと検討していたが、その検討自体を終了した。
- 協定を作ろうとしたが、SDGs等でみんな既にやっているからこちらは不必要になったということか。
- （資源循環課）その通りである。脱炭素の世界的な流れと、もともとのSDGsの機運の高まりもあり、事業者の方々が自ずと環境負荷の低減に取り組む状況で、市が新たな枠組みを作るのは相応しくない、必要性が乏しいという判断から、協定を作ることを検討を終了させていた経緯がある。
- 不要なものを削除する、取り組みを終了するというのは確かにいいことだと思うが、今後検討する課題に事業系ごみが増えているというのが、いくつか出ている。もともとこの取り組みは事業者のごみ減量の後押しとなるような枠組みを検討していたが、それを終了したのか。事業系ごみが増えていることとの関連性は必ずしもゼロじゃないと思うがいかがか。終了して良いのかと思う。
- （資源循環課）事業系ごみが増えているのは間違いない。今回終了した取り組みは、事業系ごみの減量に寄与するもので、効果が出ていないところで終了したのは一種矛盾があると正直なところ思う。ただ、すでに事業者の方々が率先して取り組みを開始しているところに、市として関与していくのが難しい側面もあるので、この取り組みに関しては一旦終了し、違った視点で事業系ごみの減量に取り組んでいきたいと考えている。
- 理解した。
- 事業系ごみは増えているが、すでに事業者が独自にやり始めているので、市としては別の対策を考えるという趣旨でとりあえず今まで検討していた取り組みは終了したと思う。それはそれで市の考えとして了解できる。  
また、無駄を省くのは大事なことで、その部分は前向きに評価するが、確かに事業系ごみが増えているという現実の中で、市でも考えながら判断したようなところもあるので、評価できる点として記載するのは見送っても良いと思う。  
評価できる点は、集められた剪定枝をバイオ発電に用いて、そこから生じた灰を草木灰として市民に還元することで、剪定枝がどのように使われているのかを効果的に周知していること、フードドライブの取り組みを開始したこと、令和4年度より可燃ごみ・不燃ごみの有料化をスタートし、当初は住民の戸惑いを感じたが、不適切なごみ出しは減少しているように感じられる点が挙げられている。
- その他（質問事項）について、事務局から回答いただければと思うがいかがか。
- （資源循環課）質問事項①について、ごみを運ぶには許可が必要で、資源循環課で許可を出している。ごみを運んでいる許可業者からは、毎月実績報告を受け、それを毎年許可業者ごとに集計をしている。許可業者の実績報告は100%の提出率である。その実績報告から、1年間に60トン以上排出する、条例の中では多量排出事業者というが、この多量排出事業者に対し減量化計画書を求めるという構図になっている。令和4年度は、年間60トンを超えた事業者が全部で25者あり、減量化計画書を25者に求めたところ、25者から提出があり、100%の提出状況となっている。  
また、実績報告並びに減量化計画ともに内容をよく確認し、良いものは水平展開をしている。
- 今後検討すべき課題について大きく分けると、事業系ごみ、フードドライブ、家庭系ごみ、リサイクル活動と周知に分けられる。こちらについても、次回第2回分科会で調整したものを提示する。

### 3 その他

→事務局より次回会議の案内を行った。

#### 【第2回生活環境分科会（WEB会議）】

日 時 令和5年8月8日（火）14時から

場 所 茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室5

#### ■配布資料

資料 茅ヶ崎市環境審議会 生活環境分科会 事前評価シート

参考資料 廃棄物の排出量データ